

# 基本行政法 [第4版] 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所 (初刷)	修正後 (2刷)
p 40	【設問1】 「財務省設置法 <u>3条および4条17号</u> 」	→以下に修正 「財務省設置法 <u>3条1項・4条1項17号</u> 」
p 85	16行目 末尾 「である。」	→以下に修正 「である (法律には条例を含む)。」
p 104	下から2行目 「別の章立てして」	→以下に修正 「別の章立てにして」
p 116	3行目 「処分について <u>と</u> られる」	→以下に修正 「処分について <u>執</u> られる」
p 145	下から2行目 (1)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 147	9行目 (2)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 182	8行目 「経済的自由を <u>放棄</u> することに」	→以下に修正 「経済的自由が <u>制限</u> されることに」
p 346	コラム10行目 「判例の定式 (→ <u>276</u> 頁)」	→以下に修正 「判例の定式 (→ <u>335</u> 頁)」

頁数	修正箇所 (2刷)	修正後 (3刷)
p 3	図のタイトル 「【法の <u>三大</u> 分野と憲法】」	→以下に修正 「【法の <u>3</u> 大分野と憲法】」

p 20	第9条1項の2行目 「……当該建築物の除却」	→以下に修正 「…… <u>相当の猶予期限を付けて</u> 、当該建築物の除却」
p 29	下から6行目 「建築基準法65条」	→以下に修正 「建築基準法65条(現63条)」
p 58	14行目 「 <u>前提とするもの</u> 」	→以下に修正 「 <u>前提として投下資金等に相応する効果を生じうる性質のもの</u> 」
p 85	17行目～18行目・20行目 (3)の見出し 「 <u>国民の権利義務との関わり</u> 」	→以下に修正 「 <u>国民の権利義務の形成・確定</u> 」
p 264	【設問3】下から2行目 「 <u>出訴期間 (行訴法14条)</u> 」	→以下に修正 「 <u>出訴期間 (同法133条1項)</u> 」
p 265	下から3行目 「 <u>原則として取消訴訟は</u> 」	→以下に修正 「 <u>取消訴訟は</u> 」 ※「原則として」を削除
p 265 ～266	p 265末尾～p 266 1行目 「 <u>ただし、行訴法14条1項ただし書の「正當な理由」があることを主張することは考えられる</u> 」	→以下に修正 「 <u>なお、土地収用法133条1項は行訴法14条1項の特則として3月の不变期間を定める</u> 」
p 295	下から5行目 「 <u>建物が……行政庁が指定したもの</u> 」	以下に修正 「 <u>建築物が……特定行政庁(→18頁)が指定したもの</u> 」
p 382	図の右側 下から2行目 「 <u>理由Bを付記</u> 」	→以下に修正 「 <u>理由Bを提示</u> 」